

平成 28 年度税制改正に関する意見

平成 27 年 9 月 16 日

日本商工会議所

【基本的な考え方】（絶えざる進化によりさらなる飛躍を）

（資本蓄積・労働力・生産性の 3 要素改善による中長期的な経済成長の実現）

わが国経済は総じて緩やかな回復基調が続き、デフレからの脱却も視野に入りつつある。経済の好循環実現に向け、企業がデフレマインドから転換し、これまでの貯蓄主体から投資主体として行動するとともに、中長期的な経済成長を確実なものとするため、資本蓄積、労働力人口、生産性の 3 要素の改善により、潜在成長率を引き上げるサプライサイドの政策が必要である。

他方で、わが国は「地方疲弊の深刻化」「人口急減と超高齢化の加速化」という新たな二つの構造的課題にも直面しており、対策が急務である。

（中小企業の資本蓄積や、生産性向上に向けた取り組みへの後押しが不可欠）

大企業を中心に業績改善が進んでいる一方で、円安メリットを受けにくい中小企業は、コスト増加分の価格転嫁の遅れや人手不足などが足かせとなり、大企業に比べ前向きな投資に遅れが見られ、特に、小規模企業や地方都市ほど景気回復が遅れている。

中小企業は、創業まもないベンチャー企業から、高度な技術力を保有し、サプライチェーンの一端を担う企業や、地域に密着した小規模企業、地域の核となる中堅企業、創業 100 年を超す老舗企業まで、多種多様な存在である。地域の雇用を支え、所得税や社会保険料負担を通じて、財政にも大きく貢献している。また、取引の核となる地域の中核的な役割を担う中堅企業も存在している。

地域を支える中小企業の資本蓄積に向けた設備投資や、イノベーション促進による生産性向上、より付加価値の高い製品やサービス創出への後押しが不可欠である。

（「人口急減・超高齢化社会」の克服）

「人口急減・超高齢化社会」を克服するためには、まずは、女性や高齢者の活躍推進による労働力の確保が急務であり、中長期的には、結婚・出生率向上に向けた環境整備など、人口減少のトレンドを変える抜本的な対策が必要不可欠である。

そのため、社会保障給付の重点化・効率化の更なる徹底・加速化や、余力ある高齢者の応能負担割合を高めることで歳出削減に取り組み、財源を少子化対策により配分するなど、様々な対策を今すぐに実行しなければならない。

（「地方疲弊の深刻化」を克服する地方創生を実現する基盤づくり）

地方創生の中核は、地域で仕事や雇用を生み出す中小企業であり、観光振興や、地域資源の活用など、域外需要の取り込みを促進するとともに、コンパクトなまちづくり等の効率的な地方の経済・社会活動を実現することが必要である。

地方創生の実現に向けて、国と地方、民間事業者が総力を挙げ、地域資源を活用した産業創出をはじめ、創業や事業承継の加速、中小企業のイノベーションを後押しする新たな産業集積の促進、効果的・機能的なまちづくり・社会資本整備の推進に取り組むべきである。

【目次】

基本的な考え方	…	1
I. 中小企業のイノベーションの促進を支援する法人税改革の実現		
1. 中小企業の役割とその存在意義	…	3
2. 中小法人課税の見直しに対する考え方	…	3
3. 中小企業のダイナミズムを促進し、経済の好循環を実現するための法人税改革について	…	5
II. 消費税引き上げに伴う課題		
1. 消費税 10%への引き上げ	…	7
2. 消費税の複数税率・インボイスは導入すべきでない	…	8
3. 与党税制協議会に示された「日本型軽減税率制度」について	…	9
III. 女性・高齢者の活躍促進、子育て世代の支援に向けた制度の見直し		
1. 女性の働きたい意志を尊重した税制・社会保険制度の見直し	…	11
2. 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充	…	13
3. 企業の子育て支援に資する税制措置	…	13
IV. 円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し		
1. 事業承継税制の抜本的な見直し	…	14
2. 取引相場のない株式の評価方法の見直し	…	15
3. 分散した株式の集中化を図る税制措置	…	15
4. 事業承継税制の活用に向けた改善	…	15
5. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し	…	17
6. 相続時精算課税制度の見直し	…	17
7. 個人事業主の事業用建物等についての特例の創設	…	17
V. 中小・中堅企業の生産性向上・成長に資する税制措置		
1. 企業の生産性向上を後押しする税制措置	…	18
2. 企業の成長に資する税制措置	…	19
3. 新規創業・ベンチャーを後押しする税制	…	20
4. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止	…	20
5. 企業の活力強化を促す税制	…	21
6. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充	…	22
7. 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充	…	23
VI. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置		
1. 新築住宅の固定資産税の特例をはじめ、住宅に係る租税特別措置の延長	…	25
2. 内需拡大・地域創生を実現するための税制措置	…	25
VII. 「地方疲弊の深刻化」に対する地方創生の取り組み		
1. 地方創生に向けた取り組み	…	27
2. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革	…	28
3. 東日本大震災の被災地における税制措置の延長	…	28
VIII. 納税環境整備の拡充		
1. 中小企業の納税負担軽減措置による生産性の向上	…	29
2. マイナンバー制度の周知徹底ならびに納税協力負担の軽減措置	…	29
3. 不納付加算税の軽減	…	30
4. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対	…	30
5. 租税教育の充実	…	30
6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充	…	30
7. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき	…	31
経済活動・国民生活に資する税制	…	32

I. 中小企業のイノベーションの促進を支援する法人税改革の実現

1. 中小企業の役割とその存在意義

(1) 中小企業は雇用と地域経済、財政に大きく貢献

消費税引き上げに伴う需要の反動減や、急速な円安、原材料・エネルギー価格の上昇等、厳しい経済状況の中においても、中小企業は日本全体の雇用の7割、約3,200万人を抱え、赤字法人であっても、雇用と地域経済に大きく貢献している。

中小企業が負担する社会保険料の事業主負担分は、民間事業主拠出分の約5割の約12兆円に達しており、社会保障の基盤を支えている。また、中小企業が従業員に支払った給与から発生する所得税は、全法人の約4割の3兆円に達し、地方税においても約4割を負担しているなど、中小企業は雇用を通じて国や地方の財政に大きく貢献している。

(2) 多様な役割を果たす中小企業の役割を再評価すべき

中小企業は、多様な人材の雇用の受け皿となり、地域内外の取引の中心となって地域経済の中核的な役割を果たすほか、新たな産業を創出する苗床の役割を果たし、規模の経済が働かないニッチな市場も担うなど、産業の担い手であるとともに、日本経済に大きな役割を果たしている。とりわけ、地方においては、最大の雇用吸収源となって地域経済と地域社会を支えている。

中小企業の役割とその存在意義を検討するにあたっては、効率性や生産性等といった指標のみならず、様々な側面から中小・小規模企業を評価すべきであり、政策決定時には、中小企業を第一に考慮すべきである。

2. 中小法人課税の見直しに対する考え方

(1) 地域を支える中小企業の活性化を実現する中小法人課税の見直し

平成27年度与党税制改正大綱において、資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性について検討を行うこととされている。今後、中小法人課税のあり方を考えるにあたっては、大企業と異なる中小法人の実態や特性を踏まえて、検討する必要がある。

中小企業の実態は、創業まもないベンチャー企業から、高度な技術力を保有し、サプライチェーンの一端を担う企業や、地域に密着した小規模企業、創業100年を超える老舗企業まで、多種多様である。また、ものづくり企業を中心として、下請け企業から独立企業への移行を摸索し、厳しい経営環境の中で成長・発展を図る資本金1億円を超える地域の中核企業も存在している。一方で、現在の税法上の中小企業の基準では、明らかに中小企業の規模や実態と異なる者も含まれる。

中小企業の中で、約9割と大多数を占める同族企業は、所有と経営が一致しており、原則として法人と個人の資産は明確に区分けされているが、実際は企業経営と経営者個人が密接な関係にある。例えば、中小企業は株式市場からの資金調達が困難であることから、資金調達の手段は自己資金のほか、親族や金融機関からの借入金に限られている。金融機関からの借入れを行う際には、中小企業の経営者は、個人保証や個人資産の担保提供を行うケースが多く、実態として中小企業の信用力は、企業の財務基盤と経営者個人の資産で成り立っている。そのため、中小企業にとって、内部留保の蓄積による資本の充実は、大企業以上に経営基盤の強化に欠かせないものである。一方で、中小企業の経営者やその後継者が経営努力により自社の収益を向上させればさせるほど、また、資本を充実させればさせるほど、自社株式の評価が高まるこ

から、事業承継時に相続税負担が重くなる。自社株式の上昇が経営基盤を毀損するため、世代を超えた企業経営の不安定要因となっている。

今後の中小法人課税の見直しにあたっては、中小企業基本法をはじめ中小企業政策との整合性を踏まえ、検討すべきである。その際には、資本蓄積による経営の安定性や生産性向上、成長に向けた取り組みの後押しなど、地域を支える中小企業の活性化につなげることが不可欠である。

(2) 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

地域の中核的な役割を果たす中小・中堅企業（資本金1億円超10億円以下）は、高い雇用吸収力を有し、地域における取引を通じて多くの小規模・中小企業とその従業員や家族を支えている。一方で、資本金1億円超10億円以下の中小・中堅企業は利用可能な租税特別措置が少なく、実質的な法人税の負担率は全法人の中で最も高い。こうした地域の中核的な役割を果たす企業が、今後も地域を牽引する原動力となる役割を果たすため、租税特別措置による研究開発や投資の促進など、成長に向けた取り組みを後押ししていくことが極めて重要であり、税制上では以下の措置を講じるべきである。

①中小企業基本法を念頭において税法の基準の拡大（資本金1億円以下→3億円以下）

現在の税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象とならない者が存在している。地域を牽引する中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金3億円以下まで拡大すべきである。

②中堅企業（資本金3億円超10億円以下）の成長を喚起する税制措置

地域経済を牽引する中堅企業（資本金3億円超10億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。そのため、中堅企業に対して、例えば、研究開発税制の深掘り部分（12%）をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

(3) 中小企業税制の範囲を示す指標について

今まで、税法上で資本金基準が用いられてきた理由として、日常の企業活動では変動せず、毎年度安定している点や、中小企業基本法において、業種別に資本金と従業員数を基準としていることから、中小企業の経営者にとって明確な指標であった点が挙げられる。

中小企業の範囲を示す指標については、資本金のほか、海外の多くの国で用いられ、単年度の担税力を示す「所得」、日常の取引で相手先の企業規模を図る基準である「従業員数」、中小企業基本法で用いられている「業種」、O E C DのB E P Sプロジェクトにおいてグローバル企業の指標として用いられている「売上高」、法人住民税の規模の判定時に用いられている資本金に資本準備金・資本剰余金を加えた「資本金等」など、様々な指標や組み合わせがあり得る。ただし、長年の間、企業規模を図る基準として活用され、中小企業基本法など多くの法律で用いられている「資本金」基準については、見直しの影響が法人税法以外にも大きいことを考慮する必要がある。

一方、政府税制調査会等で言及があった「純資産」については、過去の利益の蓄積であり、企業の単年度の担税力を示すものではなく、特に、地域の中核となっている中堅・中小企業や、長年にわたり法人税を納税し、国・地方の税収に貢献してきた歴史の長い企業、製造業や倉

庫業など土地や設備などの資産を保有する企業ほど、その金額が大きくなることから、特定の企業群に対象が偏るため、適切な指標とは言えない。

3. 中小企業のダイナミズムを促進し、経済の好循環を実現するための法人税改革について

(1) 中小法人の軽減税率を含む法人実効税率の引き下げ

わが国経済の持続的な成長を実現するためには、高い技術力を保有し、世界的に高い市場シェアを有するなど、海外市場で競争する中堅・中小企業の競争力強化や、地域の中小企業を支え、高い雇用吸収力を有するなど、地域経済に大きな貢献をしている地域の中核企業の成長の喚起が必要である。

平成27年度税制改正において、法人税改革の道筋が示されたが、企業の競争力強化や、対日投資拡大のため、諸外国との競争条件のイコールフッティングの実現は不可欠であり、法人実効税率の海外主要国並みの20%台への引き下げは必要である。

法人所得800万円以下の中小企業は50万社に達し、海外製品・サービスとの競争に晒されていることから、中小法人の軽減税率についても、海外との競争に打ち勝てる水準の10%まで引き下げ、適用所得金額を拡大すべきである。

(2) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は、地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであることから、外形標準課税の適用拡大には反対する。とりわけ、労働分配率が8割にも達し、損益分岐点比率が9割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人176万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては、中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が地方の雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地方の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

(3) 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が9割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。

国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約92万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

(4) 減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

IFRS（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計を採用していない

いうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。アベノミクスの投資拡大への取り組みにも逆行する。そのため、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

(5) 中小企業投資促進税制の上乗せ措置の前倒し廃止は反対

大企業を中心に、円安による企業収益の改善を受け、設備投資の機運が高まってきている。一方で、中小企業は人手不足、人件費・電力料金の上昇などが足かせとなり、設備投資の回復ペースにばらつきが出ている。民間投資活性化等のための税制改正大綱で措置された、中小企業投資促進税制の上乗せ措置については、中小企業の生産性向上のために必要であることから、前倒し廃止には反対であり、今後も継続すべきである。

(6) 個人事業主に近い中小事業者（法人形態を選択した個人事業主）について

節税目的で法人形態を選択した個人事業主と同規模程度の小規模企業の存在が指摘されているが、そもそも法人制度は、経済活動を円滑に行うために作られた極めて優れた制度であり、法人形態を選択すること自体は何ら問題ない。法人形態を選択することにより、個人と企業の会計を分離することで会計の透明性が高まるうえ、中小企業に浸透しつつある中小企業会計要領等の会計基準を利用することで、明瞭な会計方法を選択することが可能となる。

個人事業主と企業の比較については、給与所得控除を含めた税負担だけでなく、社会保険料負担、申告・記帳の負担、会計の透明性の差異などを含め、総合的に検討すべきである。

なお、中小企業は、毎年9万社を超える登記がありながら、企業数自体は横ばいで推移しており、新陳代謝が相応に進んでいると考えられる。また、個人事業主で将来の法人形態の選択を予定している事業者は総務省の調査によると、約1%であり、ごく一部の企業のケースを取り上げて、全体の制度の変更を図ろうすることは不適切である。

(7) 地方税の損金不算入措置について

法人事業税や固定資産税は事業に関連して発生する税であり、費用性があることから損金算入が認められているところであるが、地方自治体による超過課税や減免制度により、国税の課税ベースや、他の地域の税収に影響を与えるため、地方税を損金不算入とすることが検討されている。地方税の損金不算入措置は課税ベースを拡大し、法人実効税率を引き上げることから、法人実効税率の引き下げとあわせて議論が必要である。

一方で、地方税を損金不算入とし、法人実効税率のみ引き下げた場合、中小法人の軽減税率を適用している所得800万円未満の中小法人や赤字法人には減税効果がなく、税負担が増加することになる。そのため、法人事業税をはじめ地方税の損金不算入措置については、課税所得の少ない中小企業に負担が偏らないように、中小法人の軽減税率の引き下げとあわせて議論すべきである。

II. 消費税引き上げに伴う課題

1. 消費税率 10%への引き上げ

(1) 財政再建は成長と歳出削減を車の両輪として取り組むべき

消費税率 10%への引き上げは、持続可能な社会保障制度確立のために必要であり、消費税率 10%の範囲内で最大限持続可能な社会保障制度を構築すべきである。

財政再建のためには、デフレからの脱却が最重要課題であり、成長戦略の着実な実行による「経済成長」と社会保障を中心とした「歳出削減の取り組み」を車の両輪として偏りなく進めるべきである。なお、歳出削減は成長を阻害しないよう、一律カットではなくメリハリをつけて行うことが必要である。

(2) 円滑な価格転嫁の実現

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現のため、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。商工会議所においても、消費税引き上げ前後において、10万を超える事業者からの相談に応じるなど、円滑な価格転嫁の実現に取り組んできた。

消費税率 8%への引き上げにあたっては、商工会議所の消費税の価格転嫁の調査結果において、6割の事業者が全て価格転嫁できたと回答するなど、前回の消費税引き上げ時に比べて、比較的円滑に価格転嫁が実現している。

価格転嫁に有効であった施策として、政府による国民への広報・PRや、商工会議所の経営指導員等による転嫁対策が挙げられている。また、公正取引委員会・中小企業庁の指導・勧告により、対事業者間取引における転嫁拒否等の行為について、一定の抑止効果が働いていると考えられる。一方で、商工会議所の調査結果で明らかのように、対消費者取引や、規模の小さな事業者ほど価格転嫁が困難な実態がある。

そのため、政府は引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進する等の転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

(3) 外税表示の恒久化

商工会議所の消費税の価格転嫁の調査結果において、消費税の転嫁ができた事業者では「外税取引や外税表示のため、税額分を引き上げることが可能であった」との回答が5割を超すなど、外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であったとの声が寄せられている。

一方で、外税表示の選択は時限措置であることから、事業者は平成30年9月30日までに税抜き表示から総額表示に切り替える必要がある。消費者に対して、価格を一気に10%引き上げたかのような印象を与えるため、売上を維持するためには税込み価格を引き下げなければならなくなり、消費税の転嫁に悪影響を与えるとの懸念の声が、小売業や卸売業の事業者を中心に商工会議所に寄せられている。

消費税引き上げ後も、消費者の消費税への認識を高め円滑な価格転嫁を実現するために、転嫁対策特別措置法の期限切れとなる平成30年10月以降においても、外税表示を認め、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

(4) 消費税引き上げに伴う中小企業経営への影響の最小化

商工会議所の調査によると、売上高1千万円以下の事業者は転嫁できた割合が5割と、小規模企業ほど価格転嫁が困難な実態となっている。価格転嫁が困難な企業においては、消費税引き上げに伴い、利益率が減少することによって、消費税の滞納が増えている。消費税引き上げ

に伴う中小企業経営への影響を最小限にとどめるため、以下に掲げる支援策を講じるべきである。

- ①消費税徴収の弾力的な運用（消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
- ②消費税引き上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ③滞納防止の観点から、中間納付制度の利用促進に向けた税理士・事業者への周知徹底
- ④消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、納付回数を任意に選択できる制度の創設

（5）消費税の仕入税額控除制度における95%ルールの復活

平成24年度より、売上高5億円超の事業者において、いわゆる95%ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。

消費税引き上げ時には、非課税取引における損税が拡大することが想定されることから、円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における95%ルールを復活すべきである。

2. 消費税の複数税率・インボイスは導入すべきでない

消費税の複数税率については、平成27年度与党税制大綱において、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」とされているが、かねてから主張してきたとおり、以下の理由により、複数税率制度は導入せず、単一税率を維持すべきである。

（1）複数税率は社会保障制度の持続可能性を損なう

複数税率は、高所得者へも多くの恩恵が及び、逆進性対策としては非効率である一方、大幅な税収減を招き、社会保障制度の持続可能性を損ない、財政健全化にも反する。

失われた社会保障財源を新たに補うためには、社会保障給付の削減や、消費税の再引き上げが必要となる。

低所得者対策としては、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきである。

（2）対象品目の線引きが不明確で、国民・事業者に大きな混乱を招く

与党の消費税軽減税率制度検討委員会において、対象品目として、食料品を対象とした複数のパターンが提示されているが、「酒類を除く飲食料品」における飲食料品以外と飲食料品のセット商品の取り扱いが不明確になる、「生鮮食品」における異なる種類の生鮮食品の盛り合わせ商品が加工品扱いになる、「精米」における他の主食的食料品（パンや麺類等）が軽減対象とならない等、国民の納得を得られない線引きとなるだけでなく、税率の表示や、消費者からのクレーム対応、従業員の教育等、事業者に大きな負担が発生する。

線引きによって類似の品目でありながら公平な取り扱いをすることが困難となる事例が多く発生し、国民の不満を招くとともに、事業者間の競争を阻害する。

EU諸国等では大きな混乱が生じており、レポート等で数多くの問題点が指摘されている。

（3）取引の各段階において、複数の税率を管理する負担が増加する

約8割の小規模事業者は、帳簿を税込価格で記帳（税込経理）し、売上高・仕入高の年間合

計額に8/108を乗じて、消費税の計算・申告をしている。複数税率が導入されると、品目別に税率を判断して記帳する区分経理の事務が新たに発生する。

与党税制協議会において提示されている区分経理については、請求書等保存方式・インボイス方式いずれの方式を採用しても、品目別に税率が異なることから、川上から川下までの全ての事業者において、商品の企画・開発段階から発注・仕入、販売、決済、返品対応等の事後処理まで、取引の各段階で、商品毎に税率を区分・記載・確認する必要があり、現行に比べて事務負担が大きく継続して増加する。

とりわけ、規模の小さい事業者ほど、経理事務でITを利用していない実態（売上高1千万円以下で約6割）があり、新たな区分経理に対応することは困難である。

なお、食料品を取り扱う事業者が複数税率へ対応するためには、商品マスタ付きPOSや、税抜き経理に対応した経理システムが必須であるが、商品毎の税率の設定や、システム構築など導入時においても、大きな事務負担や費用負担が発生することになる。

また、与党軽減税率調査会において対象品目を「米」のみにした場合の区分経理方式とされている、請求書等保存方式を採用し請求書の発行を事業者に義務付けた場合においては、対消費者向けの現金取引等において、現在は発行が必要でない帳票類についても、作成・管理・保存が必要となる負担が増加する。

（4）簡易課税制度の複雑化

簡易課税制度については、みなし仕入れ率を設定する際に、業種区分を細分化することが想定される。本制度はもともと中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置であるが、複雑化することにより、事務負担の軽減という意義が失われるだけでなく、約20万者にも及ぶ簡易課税事業者が本則課税事業者となることを強いられる懸念がある。

（5）EU型インボイス方式により、大きく事務負担が増加する

与党税制協議会では、対象品目を「酒類を除く飲食料品」「生鮮食品」とした場合において、EU型インボイス方式の導入が必須とされているが、請求書等保存方式による帳簿による計算方式（売上・仕入額に消費税率を乗算・割戻し）から、一品毎に消費税額の積み上げ計算を求めるインボイス方式への変更は、飲食料品を取り扱う事業者に限らず、全ての事業者に対して消費税の経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼす。

インボイスが導入されると、免税事業者は税額欄にゼロを記載する必要があるため、B to B取引において、取引先は仕入税額控除ができなくなる。そのため、免税事業者は取引から排除されるという問題がある。また、B to C取引がメインの事業者においても、実際には事業者が購入しているケースや、消費者向け取引においても、免税点制度への誤解から、消費者から消費税率分の不当な値引き要求等を受ける懸念がある。そのため、500万を超える免税事業者は、取引から排除され、課税事業者を選択せざるを得なくなる。

3. 与党税制協議会に示された「日本型軽減税率制度」に対する考え方

今般、与党税制協議会において、マイナンバーを利用して飲食料品に係る消費税分の還付を行う「日本型軽減税率制度」が示された。複数税率に対する商工会議所の考え方は、上記に記載のとおり導入反対であるが、この「日本型軽減税率制度」をインボイスを利用した「EU型軽減税率制度」と比べると、①社会保障財源の毀損を制限可能であり、低所得者対策として有効、②対象品目が事業者・消費者双方にとって分かりやすい、③影響を受ける対象事業者が限定されるとともに、単一税率であることからインボイスが不要であり、取引段階の各段階における区分経理

等の事務負担が生じない、ことから商工会議所が従来主張してきた課題を解決するための1つの案と考える。

ただし、円滑な導入に向けて、簡便な制度とするとともに、国民のマイナンバーカード利用時の不安心払拭やセキュリティ強化の対策、マイナンバーカードの普及・広報活動、マイポータルを利用することが困難な高齢者等への代替手段の提供、代理購買を必要とする高齢の単身者や要介護者等には柔軟に対応する等の措置を講じる必要がある。

また、小売・飲食業の事業者に対し専用端末の導入や、POSレジの導入、ソフトの改修、食券販売機・自動販売機の改修、運用面の支援、通信インフラの整備、通信コストの負担、導入時期の柔軟な対応等、企業規模や業態、地域別にきめ細かく対応できる対策を講じるべきである。

4. 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、自動車取得税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ① 印紙税
- ② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③ 自動車に課せられる税（自動車取得税の着実な廃止、自動車重量税※）
※自動車重量税は自動車税との二重課税
- ④嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ⑤ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

III. 女性の活躍促進、子育て世代の支援に向けた制度の見直し

労働力人口が減少する中においても成長を維持していくためには、女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。現在、日本の女性の就業率は69.5%と、8割近い西欧諸国に比して低水準にある。しかし、女性の潜在的就業率は8割を超えるうち、約13%（200万人）が様々な制約の下、働きたくても働けない状況にある。そのため、女性や高齢者の働きたい意志が尊重される社会の構築とともに、結婚、出産、子育て、教育、復職の各ステージを通じて、より働きやすくなる支援制度や生活環境を総合的に整備することが不可欠である。

1. 女性の働きたい意志を尊重した税制・社会保険制度の見直し

日本では働きたい、また、子どもを持ちたいとする女性の割合が潜在的に高いにも拘わらず、それを阻害する要因が多い。女性の働く意志と能力やキャリアが生涯を通じて尊重される社会の構築とともに、結婚、出産、子育て、教育、復職の各ステージを通じて、より働きやすくなる支援制度や生活環境を総合的に整備することが必要である。これは人口減少下にある日本の成長を将来にわたって維持、拡大していくためにも欠かせない。

そのためには、離職せずに子育てができる環境の整備に、まずは重点的な財源配分を行うとともに、夫の協力を含めた柔軟で多様な働き方の促進、子育て終了後の女性の再就職支援策の拡充（企業とのマッチング強化）や企業による再雇用制度の促進、復職のための学び直しやキャリア支援に加え、女性の職域拡大や創業支援といった総合的かつ抜本的な就労支援策の拡充が必要である。

とりわけパートタイマーが自ら就業調整する要因である「103万円・130万円の壁」と称される税制・社会保険上の阻害要因を最大限解消し、より長く働くほど世帯単位で見た場合の収入が増えるなど、経済的なメリットを享受できる公平で合理的な仕組みに見直していくことが必要である。

あわせて、企業においても、女性の復職支援、生涯を通じて男性と格差のない人事制度やキャリア形成を図る企業風土の醸成はもとより、税・社会保険と同様、女性が長く働くことを阻害する扶養手当のあり方を見直すべきである。

（1）配偶者控除の見直しに関する考え方～税額控除制度への移行～

現在、税制上の103万円の壁は、配偶者の所得に応じて夫の控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入によって、世帯単位で見た手取り額の逆転は発生せず、解消されている。

しかし、現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収300～400万円）には税負担の軽減効果が小さい。例えば、38万円の所得控除に対して、年収2千万円の世帯では、所得税率33%で約13万円の軽減、年収300万円の世帯では、所得税率5%で約2万円の軽減となっている。

このため、配偶者控除見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。

夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の

軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

(2) 社会保険制度の見直しに関する考え方 ~被保険者間の公平性、保険財政的な視点も踏まえて総合的な検討が必要~

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる 130 万円の壁（手取額の目減りによる段差）の影響はより大きく、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

さらに、平成 28 年から施行される短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により 130 万円より低い 106 万円の壁が新たに生じ、更なる就労調整を余儀なくされる労働者が増加することも懸念される。今後、適用対象となる年収要件を更に引き下げたとしても、「壁」が生じる以上、就労意欲の阻害要因を無くすことにならない。

従って、保険料負担の発生により手取収入の減少が急激に生じる不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

具体的には、社会保険制度そのものを改正する方法として、①大幅な保険料負担が生じ、手取り額の逆転が生じる 130～154 万円の間の保険料負担を、段階的に減額（もしくは還付）する、②就労により被扶養から外れた配偶者を持つ夫の保険料を減額することで、世帯単位で見た手取り額の減少幅を縮小する、一方で、③公平性の観点から、これまで保険料負担の無かった被扶養者（第 3 号被保険者）もしくはその配偶者である夫に対し、被扶養加算（仮称）としてある程度の（追加）保険料等の負担を新たに求め、その財源によって保険料を減額する者の財源対策とすることが考えられる。

ただし、年金については支払う保険料額に応じて将来の年金給付額が決まる制度であるため、上記①もしくは②のように、特定の範囲の被保険者についてのみ保険料を減額する場合は、年金財政の毀損問題を含め、どのような方法が最適であるか、長期的視点に立った検討が必要である。

また、社会保険制度そのものを改正せずに壁を縮小する方法として、130 万円から急激に生じる手取収入減少の段差を、政策的な調整措置として一定期間、保険財源以外から一部補てんする現金給付（女性の就業奨励金（仮称））を行う方法（労働保険特別会計の雇用保険二事業から充当するなど）も検討すべきである。

このほか、子育て支援策の一環として、育児休業保険料免除制度（年金・健康保険）を準用・拡充し、子育てをしながら一定時間以上働く女性のみを対象に保険料を減額する方法等も考えられる。

以上の方法をいくつか組み合わせて実施することも考えられるが、いずれにしても、被保険者間の公平性、保険財政的な視点も踏まえて総合的に検討していくことが必要である。

(3) 企業による扶養手当の見直し

社会保険のみならず、約 5 割の企業が 103 万円、2 割の企業が 130 万円を基準として扶養手当を支給しており、世帯単位での手取り額の逆転に拍車をかけている。これも社会保険と同様、なだらかな支給に変えていく必要がある。

あるいは、扶養手当を廃止、子育て手當に支給を重点化する等の検討も必要であり、政府はこうした企業の取り組みを後押しするインセンティブを設ける等の検討を行っていくべきである。

2. 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税 10%の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合をなだらかに高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設など、少子化対策に重点的に配分すべきである。

税制においては、現役世代に比べて手厚い控除が適用されている、公的年金等控除を見直し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

3. 企業の子育て支援に資する税制措置

(1) くるみん認定企業に対する税制措置の拡充

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届け出企業数は増加しているが、「子育てサポート企業認定」(くるみん認定)まで取得する企業は依然として少なく、現行の建物の割増償却では、企業の認定取得のインセンティブになっていない。企業における仕事と子育ての両立支援を強力に推進するため、くるみん認定企業で従業員が一定期間以上、育休を取得した場合に、育休取得者 1 人あたり一定額を税額控除可能な措置を創設すべきである。

(2) 事業所内保育施設の設置・運営費用の税額控除の創設

企業が、施設・人員配置基準等を満たした事業所内保育施設を設置・運営する場合、1 事業主あたり 1 施設に限り助成金が支給される。しかしながら、助成額や助成期間は限定的で、複数の施設を設置する場合は助成されない。このような状況から、企業にとって、事業所内保育施設は、将来にわたって過大な負担が予想され、設置に踏み切りにくい状況にある。待機児童問題を解消する一助として、事業所内保育施設の設置を促進する観点から、設置基準等を満たした上で、助成金の対象とならない場合は、設置・運営費用の一定割合を税額控除する措置を創設すべきである。

IV. 円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し

昨年、東京商工会議所で実施した「東京 23 区内企業の事業承継の実態に関するアンケート調査」において、60 歳以上の経営者の割合は 6 割を超えており、また、事業承継の時期については、「5 年以内」とする回答が約 6 割を占めるなど、多くの企業が今後 5 年以内に経営者を交代したいと考えており、事業承継のタイミングを迎えている。

一方、円滑な事業承継が進まず、高度な技術等、競争力を有しながらも、廃業や海外企業への株式売却を検討する中小企業も少なくない。中小企業は地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を果たしており、わが国の経済成長の実現のためには、中小企業が事業を継続し、保有する経営資源を次代に繋ぎ、成長していくことが必要不可欠である。

経営者の経営努力で企業を成長させればさせるほど、非上場株式の評価が高くなり、中小企業の事業承継を困難にするのみならず、企業の成長に対して負のインセンティブを生じさせることになる。経営者が交代する際、非上場株式が売却されることなく後継者に承継され、企業の経営実態はそれまでと何ら変わらないにも関わらず、多額の相続税・贈与税負担が課せられることは適切でない。また、大企業を中心に業績の回復傾向が続き、上場企業の株価が上昇していることから、中小企業の業績は変わらないにも関わらず、類似業種比準価額方式における取引相場のない株式の評価額が著しく上昇し、円滑な事業承継の阻害要因となっている。

すでに分散している株式の集中化や、後継者以外の経営に関わらない相続人への事業用資産の分散の防止等、事業承継にあたって中小企業が乗り越える課題は多岐にわたっている。

そのため、中小企業の多様なニーズ、急激に進む経営者の高齢化、労働力人口の減少等雇用環境の変化、事業承継の形態の多様化といった経営承継円滑化法施行時からの状況の変化に対応すべく、事業承継税制の抜本的な見直しを早急に図る必要がある。

中長期的には、中小企業が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要がある。

1. 事業承継税制の抜本的な見直し

(1) 発行済議決権株式の総数等の「2／3 要件」の 100%への拡充

納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した議決権株式等と、相続開始前から保有していた議決権株式等を合わせて、発行済議決権株式の総数の 2／3 までとする上限があるが、これを撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。相続時に実質的に売却困難である 3 分の 2 を超える株式は相続税負担がかかるため、事業の円滑な承継が困難となっている。

(2) 相続税の納税猶予割合の 100%への引き上げ

経営承継円滑化法成立時の付帯決議において検討課題とされた、相続税の納税猶予割合の 100%への引き上げについて、早急に実現すべきである。発行済議決権株式の総数等の 3 分の 2 までとする上限かつ 80% の納税猶予では、結果として猶予効果は半分（約 53%）にとどまり、効果が薄いことが利用の進まない原因の 1 つとなっている。

(3) 兄弟等複数人での承継の対象化

人材が限られる中小企業においては、兄弟等で経営を行っている場合が少くない。東京商工会議所の調査では、後継者以外の兄弟・姉妹が自社に勤務している割合は 3 割強であり、約 5 割の企業において、後継者以外にも株式を承継させるとの結果であった。現行制度では後継者を 1 人に選定しなければ納税猶予制度を利用することはできないが、後継者の選定を税制で歪めるべきではない。

他方、経営資源としての議決権株式の分散を防止し、安定的な経営を継続することは重要である。このため納税猶予制度の特例として、兄弟等で経営を行っている場合は、猶予対象となる後継者を「常勤で代表権のある者」まで拡大し、複数人での承継を認めるべきである。

2. 取引相場のない株式の評価方法の見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業が、世代を超えて雇用を確保し、高度な技術等を次世代につないでいくことは、経済成長の実現のために必要不可欠である。しかし、取引相場のない株式は、中小企業経営者が経営努力により収益を向上させることによって、企業価値を向上させるほど、評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じるなど、円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。後継者が事業承継時に売却して換金することができないことから、取引相場のない株式の評価方法を見直すべきである。

財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている時価純資産方式のような企業の清算を前提とした株式の評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大や、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式、収益還元方式、類似業種比準価額方式の併用を柔軟に認めるべきである。

現在、大企業を中心に業績の回復傾向が続き、上場企業の株価が上昇していることから、中小企業の業績は変わらないにも関わらず、類似業種比準価額方式における取引相場のない株式の評価額が著しく上昇しており、円滑な事業承継の阻害要因となっている。そのため、早急に類似業種比準価額方式における斟酌率の引き下げや、数年間の類似業種の平均株価を選択可能とする等、評価方法の見直しや、株式評価額の軽減措置等の対策が必要である。

3. 分散した株式の集中化を図る税制措置

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では馴染まず、また、会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがゆえ株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買い取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を縮小すべきである。

4. 事業承継税制の活用に向けた改善

(1) 中小企業の採用・雇用を巡る状況を踏まえた雇用要件の不断の見直し

日本の人口は減少局面を迎えており、労働力人口割合も減少を続けている中、雇用を維持し続けることは、今後、一層厳しくなることが予測される。また、景気の回復に伴い、大企業が採用を強化しており、中小企業を巡る採用環境は非常に厳しく、採用を予定していても、予定

人員を確保できないケースがある。中小企業の採用・雇用を巡る状況を踏まえ、雇用要件の不斷の見直しが必要である。

(2) 事前確認制度の利用促進に向けた措置

平成25年度税制改正において、経済産業大臣の事前確認が不要となったことから、中小事業者が制度の詳細内容を認識しておらず、相続開始時に要件を満たしていないことを理由に、制度を利用できないという事態が生じている。

相続開始前に事業承継に向けた取り組みを促進させるため、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与えるような措置を講じるべきである。

(3) 都道府県への支援措置に係る認定等の移譲について

第5次地方分権一括化法により、事業承継の支援措置に係る認定等が都道府県に移譲されることとなったが、都道府県によって認定の格差や事業者への対応に問題が出ないよう、今まで認定業務を行っていた経済産業局と都道府県との徹底した情報共有等が必要である。

(4) 事業承継税制の更なる周知・PR

平成27年1月より事業承継税制の一部要件緩和が施行されたところであるが、東京商工会議所のアンケート調査において、事業承継税制を「知っている」または「名前は聞いたことがある」とする回答が半数以上を占めたものの、「知らない」との回答も約4割にのぼっている。

事業承継税制について、未だに知らない経営者も一定数存在することから、制度の普及・促進に向けた広報活動の一層の強化が必要である。

(5) 贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置

贈与税の納税猶予の認定が取り消された場合に、暦年課税制度による贈与税の負担に加え、5年以内の取消しは納税猶予開始後、5年経過後の取消しは5年経過後の期間について利子税が賦課されるため、事業承継が極めて困難になる。認定取消し時のリスク軽減を図る観点から、相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

(6) 提出書類に係る宥恕（ゆうじょ）規定の創設

東京商工会議所の調査では、事業承継税制を利用しての使いづらい点として、「提出書類が煩雑でわかりにくい」との意見が多く寄せられた。納税猶予制度を受けるためには、納税猶予適用の認定申請や事業継続の報告書、報告に係る確認書等、数多くの煩雑な書類を提出する必要があり、提出期限も書類によって異なっており、大きな負担となっている。

書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定を創設すべきである。

※宥恕規定：特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

(7) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

5. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

6. 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度を利用することにより、事業用資産を後継者に集中させることができあるが、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等については、小規模宅地等の特例の適用が認められていない。そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合においても、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

7. 個人事業主の事業承継に対する支援措置

個人事業主の事業用資産で最も大きい比重を占めている土地については、平成25年度税制改正において小規模宅地の特例の抜本的な見直しが行われており、個人事業主の円滑な事業承継に大きく寄与しているところである。一方で、地方の個人事業主の中には、資産における建物の割合が高い事業者も存在しており、事業承継時の阻害要因となっているケースもある。そのため、小規模企業の約6割を占める個人事業主の事業承継の円滑化のため、個人事業主の事業用建物に係る相続税を軽減する措置について検討すべきである。

なお、個人事業主は納税事務に割ける人員が限られており、利用要件が複雑化した場合、制度自体の利用が困難となる。そのため、個人事業主の事業用建物に係る相続税の軽減措置を検討する際には、現在の小規模宅地の特例における事業継続要件を維持することが不可欠である。

V. 中小・中堅企業の生産性向上・成長に資する税制措置

1. 企業の生産性向上を後押しする税制措置

(1) 中小企業投資促進税制の延長（前倒し廃止の反対：再掲）

大企業を中心に、円安による企業収益の改善を受け、設備投資の機運が高まっている。一方で、中小企業は人手不足、人件費・電力料金の上昇などが足かせとなり、設備投資の回復ペースにばらつきが出ている。民間投資活性化等のための税制改正大綱で措置された、中小企業投資促進税制の上乗せ措置については、中小企業の生産性向上のために必要であることから、前倒し廃止には反対であり、今後も継続すべきである。なお、マイナンバーへの対応などIT化による中小企業の生産性向上に向け、ソフトウェア等の要件を拡充すべきである。

- ① マイナンバーへの対応など、中小企業のIT化による生産性向上を図る観点から、サーバー用電子計算機、ソフトウェアの1台、1基あたり取得価額30万円以上、複数基計70万円以上要件を緩和すべきある
- ② 資金の調達が困難なこと等により、中古設備を活用して生産性向上を図る事例も多く見られるため、中古設備を対象資産に加えるべきである
- ③ 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（B類型）における「設備投資計画申請書」等の書類作成は中小企業にとって負担が大きいことから、簡素化すべきである

(2) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・本則化

少額減価償却資産の特例は、中小企業46万社が活用するなど、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。一方で、経営環境の変化の速さから、随時更新が必要なサーバーやセキュリティ機器、製造業等で減耗の激しい器具等の更新によって、取得合計額の上限（300万円）を超えるケースも多い。また、来年度導入される、マイナンバー対応のために導入が必要な償却資産（PC、事務用機器）についても、利用されることが想定されているが、上限額（30万円）を超える償却資産もある。

中小企業の生産性向上および納税事務負担軽減の観点から、現行の対象資産の限度額（30万円未満）の引き上げ、および取得合計額の上限（300万円）を600万円まで引き上げたうえで、本則化すべきである。

(3) 研究開発税制の拡充・運用面の大幅な改善

わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しし、グローバル競争に打ち勝つために、研究開発税制について、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 中小企業の研究開発を後押しするため、中小企業技術基盤強化税制を拡充し、税額控除率（12%）を引き上げるべきである。
- ② 安価で安定的なエネルギー供給を促進するため、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乗せして税額控除を可能とする措置を創設すべきである。
- ③ 経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、利用率が低迷している原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、専属的に従事せずとも、担当業務への従事状況が明確に区分されていれば、試験研究費の対象となる人件費を概算比率で計上可能とすることや、従業員の研究開発活動割合が80%以上である場合に、その従業員に係る賃金の全てを人件費の対象とするな

ど、大胆に運用面を改善すべきである。

- ④ 試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が、利用促進には必要不可欠であることから、テンプレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべきである。

（4）民間非営利研究法人の研究施設や設備に係る固定資産税の非課税措置の創設

民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）は、基礎的な先端研究や、国際的な知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与しており、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税は非課税とすべきである。

（5）グリーン投資減税の拡充・延長

長期エネルギー需給見通し（エネルギー・ミックス）で示された再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立という基本方針のもと、自然条件によらず安定的な運用が可能な再生可能エネルギーの積極的な拡大につながる設備導入を促進するため、即時償却の対象範囲を拡大するなど、グリーン投資減税の拡充・延長を図るべきである。

2. 企業の成長に資する税制措置

（1）人材不足に対応するための税制措置

現在、新規求人倍率は1.78倍（2015年6月）と、景気の回復に伴い、大企業が採用を強化しており、中小企業を巡る採用環境は非常に厳しく、採用を予定していても人員を確保できない等の問題が生じている。経営資源が限られている中小企業にとって、人材の確保や能力開発は極めて重要であり、以下の税制措置が必要である。

①雇用促進税制の拡充・延長

採用環境の厳しさから、中小企業は採用活動が長期間にわたり、採用活動に伴う費用が増大している。中小企業の人材採用を支援する観点から、雇用促進税制の適用期限を延長するとともに、採用活動に伴う費用を上乗せし、税額控除額（1人あたり40万円）を拡充すべきである。その際、利用促進を阻害しているとの指摘が多い、適用年度開始後2か月以内のハローワークへの「雇用促進計画」提出の要件を撤廃すべきである。

②中小企業の教育訓練費の税額控除制度の創設

人材不足の中、経営資源が限られている中小企業において、人材の確保や能力開発は極めて重要である。中小企業の教育訓練費の一定割合を税額控除する制度を創設すべきである。

（2）市場開拓や販売促進費用の一定割合の税額控除

中小企業が事業を拡大し、収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資等により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設が必要である。

（3）経営力向上に資する税制措置の創設

中小企業の収益性を向上させ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を創り出すため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

3. 新規創業・ベンチャーを後押しする税制

開業率が廃業率を下回る状況が続いているため、企業数の減少に歯止めをかけ、経済活力を維持するためには、創業の促進が不可欠である。創業による、産業の新陳代謝や成長分野の牽引は、経済活力を増大するのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものである。開業率 10%台の目標達成に向け、創業マインドの醸成や、創業準備段階から強力なサポートを実施するとともに、税制面から強力に支援していくことが必要である。

とりわけ、創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓資金等に多額の資金が必要な一方、創業後は十分な資金を調達することが困難なケースが多い。起業家精神を發揮し、新分野や新技術へ果敢に挑戦する企業を支援するため、以下の税制措置を講じるべきである。

(1) 創業後 5 年間の法人税・社会保険料の減免措置

創業後 5 年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後 5 年間の法人税免税、社会保険料の減免措置を図るべきである。

(2) 創業者の登録免許税の軽減措置の延長・拡充

創業時の負担軽減を図るため、産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援事業計画」における特定創業支援事業を受けた創業者の登録免許税について、適用期限を延長するとともに、個人事業主として創業した後に法人形態を選択した場合の登記や、株式会社以外の法人（合同会社等）を設立登記する場合も対象とすべきである。

(3) 研究開発型ベンチャー企業の支援に資する、パテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を早急に創設すべきである。

4. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止

(1) 同族会社に対する留保金課税の廃止

激しい経済変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。留保金は必ずしも現預金や有価証券等の形で保有されているとは限らない。また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金が中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金 1 億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

(2) 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。一方で、特定の市町村において大きな財源となっていることもあり、とりわけ中小企業の前向きな成長を阻害している機械・装置に係

る固定資産税について、優先的に廃止すべきである。少なくとも、新規投資における機械・装置に係る固定資産税の廃止および、免税点（150万円）の引き上げを図るべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（3）企業の前向きな投資を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中にあって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。

さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業の成長に向けた前向きな活動を阻害している。中小企業の成長を阻害している事業所税は、早急に廃止すべきである。

5. 企業の活力強化を促す税制

（1）地球温暖化対策税の使途拡大、森林吸収源対策等の新税導入に反対

平成27年度税制改正において、森林吸収源対策および地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得ることとした。

しかしながら、震災後、電気料金・エネルギーコストの高騰や供給不安が企業規模を問わず、新たな投資や雇用の拡大を阻害している。森林吸収源対策等については、今後徹底した省エネの推進に取り組まなければならない中小企業に対し、化石燃料起源のCO₂排出抑制対策を目的に導入された地球温暖化対策税の使途拡大や新税導入等によって新たな税負担を増やすべきでない。すなわち、地球温暖化対策税の収取は、本来の使途である中小企業の省エネ支援策の拡充に充てるべきである。

（2）役員給与の全額損金算入化、期中の役員給与引き下げを柔軟に認めるべき

役員給与については、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益運動給与の3類型の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている利益運動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引き下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引き下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役

員給与の引き下げは柔軟に認めるべきである。

(3) 企業年金の拡充

将来的な公的年金のスリム化が懸念される中、自助努力の仕組みとして企業年金制度の重要性がますます高まっており、多くの中小企業が企業年金制度を導入できる柔軟な仕組みの構築が必要である。とりわけ税制面においては、確定給付企業年金（D B）の将来の積立不足に備え、企業の実情に応じて、掛金の拡大を一定の範囲内で認める措置を講じるべきである。

また、企業年金の持続性・健全性を著しく損なう企業年金積立金に対する特別法人税は、撤廃すべきである。

(4) 印紙税は速やかに廃止すべき

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

6. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても輸出や事業の国際化等の海外展開を積極的に推進し、アジア等の活力を取り込んで成長していくことが重要となっている。

海外展開を行う中小企業は、国内事業のみを行う企業と比べ、国内での売上や雇用の拡大を実現し、国内の経済成長に大きく貢献している。

しかしながら、海外展開には、格段に大きな困難が伴うため、中小企業の海外展開を後押しするとともに、海外展開後に国内へ利益を還流し、国内の経営基盤強化を支援する税制措置が必要である。

(1) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充

海外市場の開拓により、輸出による外需の取り込み、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環を創り上げていくことが極めて重要であり、以下に掲げる税制措置が必要である。

①中小企業における受取配当金の全額益金不算入の実現

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として 5 %分が相殺され 95 %が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

②租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明な P E 課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処

が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

③外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

(2) タックスヘイブン対策税制のトリガー税率の見直し

タックスヘイブン対策税制の軽課税国の判定基準は、平成27年度税制改正において20%以下から20%未満に引き下げられた。タックスヘイブン対策税制の対象国となった場合、適用除外基準に該当する証明資料の作成等、経営資源の乏しい中小企業においては、重い事務負担が課せられることになることから、トリガー税率については、海外諸国の状況を踏まえ、随時見直しを図るべきである。

7. 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充

中小企業は、地域経済の活力維持や雇用確保等といった重要な社会的機能を持つ。しかしながら、中小企業の多くは経済政策の恩恵を十分に受けることができず、また消費増税の影響もあることから、依然として厳しい経営環境にあると考えられる。以上を勘案すると、中小企業の事業再生・継続や、競争力の強化に向けた事業再編への取り組みを力強く後押ししていくべきと考える。

(1) 中小企業再生支援協議会関与による事業再生における過年度減価償却不足額の損金算入

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって作成された実態貸借対照表の過年度減価償却不足額を限度として、再生計画に従って損金経理をしたときは、損金算入を認めるべきである。

(2) 経営者の私財提供に係る特例の要件等の延長・緩和

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供について、一定の要件の下、譲渡所得を非課税としているが、これを恒久化または延長をするとともに、「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、この規定の適用ができることとし、かつ、「保証人となっている取締役または業務を執行する社員」の要件を「保証人となっている取締役等(取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族)」とすべきである。

(3) 協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、買取りに係る債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後5年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講じるべきである。

(4) 事業再生ファンドによる債権放棄の特例の延長

企業再生税制において認められている、金融庁長官および経済産業大臣が指定する事業再生ファンド（特定投資事業有限責任組合契約）により債権放棄が行われた場合の特例について、期限を延長すべきである。

(5) 中小企業の事業再生に係る軽減措置の延長

産業の新陳代謝を活性化させるため、中小企業承継事業再生計画の認定を受けた中小企業者の会社分割や事業譲渡に要する登録免許税の軽減措置について、期限を延長すべきである。

VI. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置

1. 新築住宅の固定資産税の特例をはじめ、住宅に係る租税特別措置の延長

景気回復を確実なものとするとともに、経済成長のためには、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する必要がある。そのため、住宅取得を後押しする租税特別措置等は延長が必要である。

(1) 新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置の恒久化

住宅取得に係る負担軽減に寄与し、全国的な住宅需要を安定的に支えていることから、新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置を、恒久化すべきである。

(2) 居住用財産（特定居住用財産）の買換え特例の延長

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例、居住用財産（特定居住用財産）の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例を延長すべきである。

(3) 住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅用土地に対する不動産取得税の特例措置および、デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置について、延長すべきである。

2. 内需拡大・地域創生を実現するための税制措置

(1) 中小企業の交際費の損金算入措置、接待飲食費に係る50%損金算入措置の延長

交際費の損金不算入制度は、資本蓄積のための冗費節約を目的として導入されたが、現在の経営環境が厳しい中で、企業は冗費を支出する状況はない。そもそも、企業経営上、交際費は既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に必要な費用であり、企業会計上も費用計上可能となっている。取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、営業活動を行う上で、特定の取引先に対する販売促進活動が不可欠である。そのため、中小企業の交際費課税の損金算入措置は延長すべきである。

また、企業の交際費支出の増加によって、国内消費が喚起され、法人税、所得税、消費税等の税収の増加も見込まれる。民間消費の更なる喚起の観点から、接待飲食費に係る50%損金算入措置を延長するとともに、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（1人あたり5千円以下）について、上限を1万円程度まで引き上げるべきである。

(2) 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

自動車関係諸税は、欧米諸国と比べ極めて過重なユーザー負担が課されているため、消費税率10%段階において、簡素化・負担軽減実現の観点から見直しが必要である。具体的には、自動車取得税を確実に廃止するとともに、自動車税の税率を引き下げ、自動車重量税について、将来的な廃止に向け、まずは「当分の間税率」を廃止すべきである。

新たな負担である自動車税・軽自動車税の環境性能課税については、対象車を限定するなど、過度な負担とならない制度設計にすべきである。また、同税は、簡素化・負担軽減の観点から車体課税全体の見直しと合わせて検討すべきであり、本税目のみで先行決着すべきでない。

適用期限が到来する自動車税・軽自動車税のグリーン化特例については、現行制度のまま、1年間延長すべきである。

(3) 防災・減災に係る税制措置の創設

防災・減災の観点から、B C P（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。地震対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、災害時における事業継続に有効な免震・制振装置および自家発電装置に対する設備投資減税の創設、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のために改修や建替えを行った場合の即時償却、改修等によって資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った措置を講じる必要がある。

(4) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置の復活

平成 16 年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしている。不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

VII. 「地方疲弊の深刻化」に対する地方創生の取り組み

地方創生の実現に向け、地域資源を最大限活用した産業創出や、効果的・機能的なまちづくり、社会资本整備を推進することで、地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成する必要があり、税制面では以下の措置を講じるべきである。

1. 地方創生に向けた取り組み

(1) 地域中小企業の生産性向上に資するコンパクトシティ形成の推進

多くのまちにおいて、医療・福祉・商業などの都市機能が拡散し、居住密度が低下している。今後、急速な人口減少・高齢化が見込まれる中、持続可能なまちを実現するには、中心市街地などの一定の場所に都市機能が集まり、その近隣に人々が暮らす、コンパクトシティの形成が不可欠である。こうした取り組みの主体として、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業を実施する民間事業者（まちづくり会社等）に対する登録免許税の減免措置を延長するなど、その活動基盤強化に向けた税制上の優遇措置を拡充すべきである。

(2) 空き地・空き店舗の利活用促進に資する税制措置

中心市街地における空き地・空き店舗は、都市規模に関わらず、多くの地域で問題となっており、計画的な都市機能の整備や、まちのにぎわい創出の大きな妨げとなっている。

中心市街地活性化やコンパクトシティ実現に向けた取り組みを加速するため、認定中心市街地や商業地域・近隣商業地域等において、創業者やまちづくり会社に空き地・空き店舗を貸与した所有者に対する固定資産税の減免やまちづくり会社等が空き地・空き店舗を取得する際の不動産取得税や登録免許税等の減免措置を講じるべきである。

(3) 地方におけるさらなる免税店の拡大と消費の活性化

平成 26 年 10 月から実施された免税店（輸出物品販売場）における全品目免税対象化は、訪日外国人旅行者の消費を促し、消費増税後の個人消費を下支えしている。また、本年 4 月から、商店街やショッピングセンターの各店舗が第三者に代理委託することで、免税販売手続きを一括カウンターで行える手続委託型輸出物品販売場制度が創設されたことは、訪日外国人旅行者と事業者双方の利便性を高める、非常に有効な施策となっている。

「日本再興戦略」改訂 2015において、2千万人が訪れる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す、また地方の免税店免税店数を2017年に1万2千店規模、2020年に2万店規模にすることが目標として掲げられていることから、さらなる免税店の拡大に向けた取り組みが必要である。その際、現在、一般物品の最低購入金額は1万円超とされているが、5千円以上に引き下げるにより、訪日外国人旅行者の一層の消費拡大を促すべきである。

(4) ふるさと納税のさらなる拡充、企業版ふるさと納税の創設

ふるさと納税は、東日本大震災発生時に被災地への寄附金が増加する等、納税者の自由意思により納税する自治体を選択する制度として定着してきている。総務省の調査によると、地方自治体による地域の情報発信の活発化や、地域の魅力を高める取り組みが促進される等、地域活性化に寄与している。また、返礼として地域の特産品等の発送による地域資源のPR効果も見込むことができ、地域経済への好影響も期待できる。

平成 27 年度税制改正において、ふるさと納税枠の拡充やワンストップ特例制度が創設されたところであるが、地域活性化に寄与するふるさと納税制度について、企業版ふるさと納税の創設等、更なる拡充を図るべきである。

2. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革

(1) 地域の自主・自立に向けた地方行財政の構築を後押しする地方税改革

将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

地方分権改革のためには、まず、徹底した行財政改革の実施が不可欠である。大胆な規制改革等を実施するとともに、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限および、税財源を移譲することが必要となる。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直し、国、地方ともに社会保障費の抑制を図っていくべきである。

地方分権や、安定的な地方行財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠である。地方の財源は、地方法人二税（事業税・住民税）と地方交付税に過度に依存しているため、地域住民の受益と負担に関する意識の希薄化が生じており、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっている。地方税改革は喫緊の課題である。

(2) 地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。平成26年度税制改正において、地方法人税の遍在是正のため、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の財源化とされたところであるが、国際競争力強化の観点から、地方法人二税を国に税源移譲し、法人課税は国として引き下げていくべきである。

地方財源の確保については、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、個人住民税や地方消費税等の地方税全体で方針を検討すべきである。

(3) 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは、企業の成長を阻害し、ひいては地域の活性化を阻害することから行うべきではない。

3. 東日本大震災の被災地における税制措置の延長

東日本大震災から4年が経過し、多くの地域で復旧・復興が進展しつつあるものの、被害規模等により、復旧・復興の進捗に差が生じている。

数次にわたる税制上の措置が実施されているところであるが、一刻も早い復興の実現に向け、今年度に期限切れを迎える以下の税制措置等について、延長すべきである。

- ① 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却・税額控除制度
- ② 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- ③ 復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- ④ 被災代替資産等の特別償却制度
- ⑤ 新規立地促進税制（再投資等準備金、再投資設備等の特別償却）
- ⑥ 被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 等

VIII. 納税環境整備の拡充

1. 中小企業の納税負担軽減措置による生産性の向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徵稅事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。中小企業の納税事務負担軽減を図るため、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである
- ② 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図るべきである
- ③ 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日も税務署の窓口において受け付けるべきである
- ④ 国税・地方税等の徵収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徵収事務の効率化に向けて、以下に掲げる取り組みを行うべきである
 - e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。
上記が実現するまでの間、以下に掲げる措置を講じること
 - (ア) e-Tax（国税）について、税額控除制度を復活し、恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること
 - (イ) eLTAX（地方税）について、税額控除制度を創設すること
 - 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
 - 本社や本店所在地の自治体における一括納付手続き等を可能とすること
 - 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
 - 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
 - 国・地方の法人税の申告手続きを一元化できるようにすること
 - 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること
 - 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること
 - 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できること
 - 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ⑤ 平成27年度税制改正において、税務関係書類に係るスキャナ保存制度の要件緩和がなされたところであるが、更なる利便性向上のため、携帯端末による記録容認など、より柔軟な記録保存を認めるべきである
- ⑥ 法人事業税の外形標準課税の附加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化が必要である
- ⑦ 消費税の基準期間の見直しを検討すべきである

2. マイナンバー制度の周知徹底ならびに納税協力負担の軽減措置

平成27年10月から国民へマイナンバーが通知され、平成28年1月から利用が開始されるが、マイナンバーの各行政手続き書類への記載や、マイナンバーを含む特定個人情報の管理が義務づけられる事業者への周知は、現時点において十分であるとは言い難く、中小事業者を中心に、マイナンバーへの体制整備が遅れている。

特に、特定個人情報の管理については、罰則規定が盛り込まれたことにより、多くの事業者には様々な誤解や過度な不安感が広がっており、事業者の規模や扱う特定個人情報のレベルに応じた適切な管理方法を、具体的かつ早急に周知徹底する必要がある。

また、特定個人情報の安全管理義務等、企業に新たな負担を課すことになるため、行政システムの再構築や業務の刷新を図るとともに、国税・地方税の一括納付や、地方自治体の帳票の一元化、地方税の電子データの受け渡し等の具体的な導入メリットを検討し、事業者に対する納税協力負担の軽減策を同時に示す必要がある。

さらに、社会保障給付の重点化や、消費税率引き上げに伴う低所得者対策を行うためには、事務負担・コスト等を考慮しつつ、株式や債券、投資信託等の配当所得および譲渡所得等や不動産所得を把握できる仕組みとすることが必要である。

3. 不納付加算税の軽減

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき徴税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の 10 日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等については、本業において多忙を極める中にあっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の 10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下の対策を講じるべきである。

- ① 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月 10 日）を、「翌月 20 日」とする
- ② 不納付加算税（源泉所得税の 10%）を軽減する

4. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

5. 租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。租税教育を学校教育へ導入し、次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充

東日本大震災における、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金について、指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用されているところである。今後の災害時においても、早期の地域経済社会の復旧・復興を担う商工会議所等への寄附金については、指定寄附金とすべきである。

平時においても商工会議所は、多様な主体と連携し地域の中核として中小企業・小規模事業者の振興や、地域の再生・活性化に取り組んでおり、地方創生の新たな担い手としての期待は、かつてないほど高まっている。社会的な要請から、新たに対応が求められている商工会議所の公益目的事業に対する寄附金等は全額損金算入化すべきである。

7. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき

平成 25 年 1 月より 2.1% の復興特別所得税が 25 年にわたって課されているが、源泉徴収にあたって 1 円単位の源泉徴収額が発生し、現場では混乱が生じている。長期間にわたって、事業者の事務負担の増大につながることから事務負担の軽減が必要である。

報酬等を支払う際の源泉徴収事務に関して、実務上は、源泉徴収後の手取り額から支給総額を逆算する方式が採用されることが少なからず存在しており、煩雑な事務処理を強いるとともに、計算ミスが生じることも容易に想定できる。そのため、報酬等に係る源泉徴収に係る復興特別所得税を不適用とし、受給者が確定申告時に付加税を含め清算する方式へ変更すべきある。

経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業主控除（290万円）ならびに、欠損金繰越控除期間（3年）の拡充。
- (3) 二世帯・三世帯同居促進に向けた住宅改修費用の減免措置等の住宅減税を図ること。
- (4) 地方移住を推進するため、賃貸住宅への住み替え時にも適用を認める等、居住用財産の買い替え特例を拡充すること。
- (5) 中小企業において従業員の健康は重要な経営資源であることから、企業の健康経営に資する、個人の健康増進・疾病予防推進のための税制措置を創設すること。

2. 法人税関係

- (1) 法人税関係以下に掲げる平成27年度末で期限が切れる租税特別措置を延長すること。
 - ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設住宅設備事業に係る特例措置
 - ②株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る軽減措置
 - ③保険会社等の異常危機準備金制度
 - ④海外投資等損失準備金制度
- (2) 地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を資本金10億円以下の中堅企業にまで拡大するとともに、繰戻期間を2年に拡充すること。
- (3) 企業会計上費用とみなされる貸倒引当金や電話加入権等の損金算入を認めること。
- (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が小規模企業共済契約者等に対して事業資金の貸付を行う制度において、適用対象を拡充すること。
- (5) 地方拠点強化税制の対象地域を見直すこと。
- (6) 国家戦略特区等における税制上の措置を拡充・延長すること。

3. 地方税関係

- (1) 現行、償却期間が2年とされている金型について、即時償却を認めること。
- (2) 基礎的な先端研究や、国際知財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。
- (3) 自然条件によらず安定的な運用が可能な再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充・延長を図ること。

4. その他

- (1) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やNPO法人に対する寄附金の上限額を引き上げること
- (2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を拡充すること。
- (3) M&Aを促進するための税制措置を講じること。

以上